

令和 6 年度事業計画

本協会は、におい・かおりに関して、調査・研究の推進、知識の普及及び技術の発展・普及を図り、生活環境の保全と良好なかおり環境の形成に寄与することを目的として、各種事業を行っている。

令和 6 年度においては、以下の基本方針に基づく活動を行う。

1. 協会運営の基本的方針

環境省が実施した令和 3 年度悪臭防止法施行状況調査の結果によれば、全国の悪臭に関わる苦情の件数は 12,950 件で、前年度に比べ 2,488 件（16.1%）減少した。苦情の内訳をみると、野外焼却が最も多く 3,619 件（全体の 27.9%）、サービス業・その他が 1,909 件（同 14.7%）、個人住宅・アパート・寮が 1,731 件（同 13.4%）等であった。

悪臭の発生源は、従前のような大規模事業所から小規模な事業所、特に住宅が近接している畜産・養鶏事業者等に移行しており、悪臭問題に苦慮している自治体、事業所等が多い。今後も、引き続き悪臭苦情の減少に努める必要がある。

このため、本協会では臭気対策の進展を図るため、調査・研究の実施や支援、学会及びセミナーの開催、書籍出版等を通じたにおい・かおりに関する知識の普及等に努める。

令和 6 年度においては、悪臭に関する各種支援事業等に努めることはもとより、更なる展開を強力に推進している協会認定資格「におい・かおり環境アドバイザー」の認定講習を開催する。また、「におい・かおり環境学会」、講習会、セミナー等の各種事業を通じて、におい・かおりに関する正しい知識の普及啓発、協会の周知に関する活動等を実施する。

特に、研究・調査委員会における活動を活性化するため、年度途中でも研究・調査を実施するための小委員会設置が可能となるよう、研究調査のための予算を組み込む。

財政的な取り組みは、令和 5 年度における取り組み同様に、受託事業の着実な受注、実施に努めるとともに、参加者の利便性や交通費の合理的支出に鑑み、各種会議等の開催に当たりオンラインを積極的に活用する。また、事務局における種々の業務を一括管理出来るシステムを導入して、事務局の業務効率化、残業の削減を図ることにより、人件費の増大を抑制する。

2. 具体的な実施事項・内容

2.1 協会運営

2.1.1 総会・・・・・・・・令和 6 年 5 月中旬～下旬

令和 5 年度事業報告(案)及び決算書(案)など、定款第 13 条記載の各号について審議・議決する。電磁的方法による投票による決議やオンラインの活用も検討する。令和 6 年度事業計画書及び予算書について報告する。

2.1.2 監事監査・・・令和6年4月中旬

定款第25条及び幹事監査規程に基づいて、令和5年度における協会の運営状況の監査を行う。
なお、必要に応じ、中間監査を行う。

2.1.3 理事会

a) 第1回・・・令和6年4月下旬

総会開催通知に添えて配布する総会資料記載内容の確認、総会に諮る内容の審議を行う。

b) 第2回・・・令和6年9月～11月ごろ

協会事業の進捗状況の報告を受けるとともに、各種案件について審議を行う。
また、代表理事からの執行状況報告を受ける。

c) 第3回・・・令和7年3月下旬ごろ

協会事業の進捗状況の報告を受けるとともに、次年度事業計画、次年度予算及び各種案件について審議を行う。また、代表理事からの執行状況報告を受ける。

2.1.4 運営検討会議・・・随時

協会の運営にかかる諸問題を審議し、理事会に報告する。理事会開催にあたり事前に準備する資料の確認、修正を行う。

2.1.5 業務一括管理システムの整備

事務局の業務効率化、残業の削減、業務の円滑な実施や情報セキュリティの確保のため、協会の業務一括管理システムの運用・改良を図る。また、行政手続きの簡素化の観点から、オンライン申請等の電子化を進める。

紙媒体の資料のうち、法律で紙媒体での保存を義務付けていないものに関して、電子ファイル化を進め、事務局のスペースの有効利用を推進する。

2.1.6 特定費用準備資金等の積立と取り崩し

a) 新資格運営費用準備金

本準備金で積み立てたお金を取り崩して、におい・かおり環境アドバイザー制度の運営に当たり必要となる費用に充てる。

b) 業務DX化推進資金

ビジネス環境の急激な変化に対応し、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することを目指す。DX化には膨大な資金が必要だが、国や自治体がDX推進を支援する補助金・助成金制度を設けており、これらの補助金を活用しながら、経済的負担を軽減しつつDX化を進めていく。

c) 嗅覚検査室取得資金の廃止

事務所移転に伴い、嗅覚検査を実施する上で支障がない環境を備えた室を設置することが出

来たこと、協会事務所周辺の不動産物件の販売価格などを考慮して、嗅覚検査室購入を断念したため、本取得資金を廃止する。

2.2 公1「普及・啓発・研究事業」

「普及・啓発・研究事業」は、協会が研究者、事業者、行政担当者及び住民と連携して調査研究、技術開発、普及啓発等に取り組み、快適な生活環境の保全に寄与することを目的として実施する事業である。

2.2.1 学会業務

におい・かおりに関する基礎・応用研究の推進、新技術の開発等の促進を目的として、「におい・かおり環境学会」を開催する。様々なにおい・かおりに関する研究や調査等に携わっている国内外の研究者、事業者、行政担当者等が一堂に会して、その成果を発表し、互いに交流し、最新情報を収集する場を提供する。また、学会に併設して、測定機器・脱臭装置等の「機器・企画展示会」も同時に開催する。

令和6年度は、8月29日から30日の2日間、文京学院大学本郷キャンパスにおいて開催する予定である。開催方法の詳細に関しては、学会委員会で今後検討する。

2.2.2 広報・出版業務

a) 学会誌

電子版の「におい・かおり環境学会誌」を発行する。国内外の研究者、事業者、行政担当者等のにおい・かおりに関する調査・研究の成果を取り纏めた学術論文や臭気関連の最新の技術の動向や嗅覚生理に関する研究等の情報を会員へ提供する。

b) 書籍出版

におい・かおりに関する基礎知識、嗅覚測定法等の測定技術、悪臭対策技術等に関する既存の書籍を販売する。臭気判定士試験の参考図書として販売している複数の書籍の見直しを行い、記載内容を絞った合本化、廉価版への編集作業に着手する。

c) ホームページ

協会ホームページを開設・整備して、「におい・かおりに関する基礎知識」等の一般市民向けの情報、イベント開催のお知らせ、本協会に関する最新情報等の会員向け情報を随時発信する。本協会資格である「におい・かおり環境アドバイザー」に関する情報を積極的に発信する。

2.2.3 人材育成業務

協会会員や臭気判定士、環境問題に関わる行政担当者等を対象に、嗅覚測定法や測定精度の維持・向上、臭気対策を中心とした知識の普及等に関する研修会・講習会・セミナーを開催する。

a) 臭気対策セミナー

臭気対策を中心とした知識の普及を目指し、毎回様々なトピックスや対策事例などについて

開催する。開催時期は令和7年2~3月頃を予定している。詳細は今後検討する。

b) 臭気判定技術講習会

“におい”について基礎知識を得たい人や臭気判定士を目指している人を対象に、臭気判定士試験の参考図書を用いて、講習会を開催する。開催時期は、9月頃を予定している。

c) 自治体担当者研修会

環境問題に関わる行政担当者を対象に悪臭防止法に関わる知識を教授する研修会で、騒音制御工学会と共催の形で開催する。このため、同工学会と開催の有無を協議する。

d) 嗅覚測定用の標準試料ガス・標準試料液の販売

嗅覚測定法の内部精度管理が着実に実施されるような標準ガスおよび試料液を希望者へ販売する。毎年度2回程度購入希望を募集する。

e) におい・かおり環境アドバイザー認定講習会

「におい・かおり環境アドバイザー」の資格を取得することを希望する人を対象に、認定講習会を10月頃、オンラインで開催する。

本アドバイザーの取得者に対して、事例を紹介する講習会を開催し、参加者に更新の際に必要なとするCPDポイントを付与する。

2.2.4 測定精度確保業務

嗅覚測定法による臭気測定の精度を確保するために、次の事業を行う。

a) 臭気測定認定事業所

嗅覚測定法による臭気測定が適切に行われることを目的に、事業所単位の資格である「臭気測定認定事業所」（以下、「認定事業所」という。）の登録制度を設け、技術基準や設備基準等に照らし合わせて審査し、審査基準を満たす機関を認定・登録する業務である。

令和6年度も、認定事業所の申請を適宜受け付け、「臭気測定認定事業所審査委員会」において臭気測定機関の審査・登録を行う。また、さまざまな機会を通じて自治体、企業等に認定事業所に関わる情報の周知を図る。

b) 嗅覚測定に用いる器材推奨マーク

嗅覚測定精度の維持・向上のため、嗅覚測定に用いる器材の品質及び性能を検査し、品質及び性能が嗅覚測定法に適合すると確認された製品への推奨マークの使用を許可する業務であり、令和6年度も希望するメーカーがあれば、随時対応する。

c) 嗅覚測定法の精度管理

臭気測定事業者を対象に、嗅覚測定法の統一精度管理としてクロスチェックを実施しており、令和6年度も1回は実施する予定である。

各機関で測定されたデータを解析し、測定結果の精度や真度の評価を行った上で、測定精度

を維持・向上するために必要な情報を提供する技能向上研修会をオンラインにて開催する。

2.2.5 臭気対策業務

臭気対策事業として、次の事業を行う。

a) ひと目でわかる選択ガイド「脱臭装置」(脱臭ナビ)

悪臭対策に困っている工場や店舗が脱臭装置を導入する際に参考となる客観的な情報を協会として提供する事業で、令和6年度も継続し協会HP上で提供する。

2.2.6 教育・啓発業務

におい・かおりに関連する委員会への委員派遣、講習会への講師派遣等により、におい・かおりに関する基本的な知識の普及、情報提供を行う事業であり、令和6年度も先方からの要請・依頼に基づいて対応する。

2.2.7 かおり環境創造業務

かおり環境創造に係る新たな取り組みについて、協会内部で検討する。

2.2.8 表彰業務

におい・かおり環境分野において著しく貢献した個人、法人、グループに対する「におい・かおり環境協会賞(功労賞、学術賞、技術賞、奨励賞、文化賞及びグッドプラクティス賞)」の表彰者を選定し、学会の懇親会で表彰する。

また、通算30年以上在籍した個人会員または法人会員に対して、令和6年度定期総会において永年在籍表彰を行う。

2.2.9 国際交流業務

においの測定方法、臭気対策、臭気規制行政など、においに関する様々な技術交流や情報交換を諸外国と行い、におい・かおり環境に関する国際交流を図る。令和6年度も、視察やディスカッションの依頼等があれば対応する。

2.2.10 研究・調査業務

研究・調査委員会傘下に設ける小委員会において、研究・調査を行う。

令和6年度は、建物新築時、改修工事後の室内臭気基準の制定を目標とする研究・調査を実施する予定である。なお、この研究テーマは、前年度、一般財団法人住総研の実践助成に応募している。

他の研究・調査テーマに関しては、今後、会員から公募する予定である。

2.3 公2「支援・調査事業」

「支援・調査事業」は、におい・かおりに関する専門機関として、国や地方公共団体、事業者等からの要請に応じ、悪臭問題の解決や技術支援に資する業務を行う。

2.3.1 環境改善支援業務

公益性が高く中立的な立場である特徴を活かして、国、地方公共団体、事業者等からの要請に応じて、悪臭発生事業場への対策助言、臭気採取・測定手法の開発、脱臭技術の評価、臭気指数規制の導入支援、知識の収集・整理・普及、講習会・検討会へ講師・委員派遣等の受託事業を行う。

令和6年度も、種々の業務委託に応じて、適切な対応を行う。

2.3.2 技術支援業務

技術支援業務として、次の事業を行う。

a) 臭気対策アドバイザー

本協会に地方公共団体や事業者等から悪臭対策等の相談があり委託契約が締結された場合、当該相談内容に相応しい臭気対策アドバイザーを選定し、協会から派遣する。

また、臭気対策アドバイザーの高齢化に伴い、若手の人材を本アドバイザーとして認定・登録するため、臭気対策アドバイザー資格認定規程の改正などの方策を検討する。

b) におい・かおり環境アドバイザー

協会資格である「におい・かおり環境アドバイザー」として認定するための講習会を開催する。また、本アドバイザーの取得者に対して、事例を紹介する講習会を開催し、参加者に更新の際に必要なCPDポイントを付与する。

本資格取得者が広く活躍できる場を提供するべく、本協会へ登録した本資格取得者に関する情報の公開内容、公開方法を検討する。

2.3.3 災害時の臭気対策支援

豪雨や地震など様々な災害が発生した際、被害現場における臭気、設置する避難所における臭気、災害廃棄物の処理時の臭気など、災害時の臭気問題へ対応するため、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ参画するとともに、国及び地方公共団体からの要請に基づき、災害の現地調査や支援を行う。また、被災自治体から臭気に関する相談を受け付ける体制を整える。

2.4 公3「臭気判定士資格付与事業」

平成13年5月30日環境省令第19号により、臭気判定士試験、嗅覚検査の実施及び臭気判定士免状の交付の3つの事業を行う。

なお、環境省において行政手続における電子化への見直しが行われており、臭気判定士に係る事務においても必要な見直しを行い、令和6年度から臭気判定士に係る申請等の手続きをオンラインで行えるよう、システムの構築を図る。

2.4.1 臭気判定士試験業務

環境省令に基づく試験検査事務の指定機関として、受験申請の受け付け、試験問題の作成、試験運営及び合格発表等の試験事務を行う。

令和6年度は、6月から試験問題の作成、7月～9月に受験申請の受け付け、11月に東京、愛知、大阪の3会場において臭気判定士試験の運営、12月に合格発表を行う。

2.4.2 嗅覚検査業務

臭気判定士免状の新規申請及び免状更新に必要とする嗅覚検査に関して、申請書類の受付、嗅覚検査の実施、合格証書の発行、受検者名簿の作成・管理を行う。受検者の利便性を踏まえて、全国に設置する嗅覚検査実施機関の管理等も行う。

令和6年度も、4月から本協会又は各嗅覚検査実施機関において随時嗅覚検査を実施する。

2.4.3 免状交付業務

新規の免状交付申請の受付及び免状の交付、免状更新者に対する免状の交付、紛失者等に対する免状の再発行を行う。また、免状所有者名簿の管理も行う。